

令和3年

第1回市議会定例会 議案第61号

函館市旅館業法施行条例の一部改正について

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

函館市旅館業法施行条例（平成17年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号に次のただし書を加える。

ただし、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第4条の3各号のいずれにも該当する設備を有する場合は、この限りでない。

第5条第1項中「旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に関し玄関帳場等に係る基準の特例を定めるため